



長野県報

3月20日(月)
平成18年
(2006年)
第1745号

目 次

規 則

身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則（障害福祉課）	2
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）	2
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	5
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	5

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	7
都市計画法に基づく都市計画事業の変更の認可（都市計画課）	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農村整備課）	8
土地区画整理法に基づく土地区画整理組合理事の就任の届出（都市計画課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築管理課）	9
一般競争入札（事業課）	9
一般競争入札（総務課）	10
一般競争入札（教育振興課）	11
平成17年度定期監査の結果に関する報告（第2回）に基づく措置（監査委員事務局）	11
一般競争入札（農業技術課）	12
正誤（砂防課）	12

身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月20日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第5号

身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法施行細則(昭和35年長野県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の2第1項」を「第3条第1項」に改める。

第5条中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第8条の見出しを「(指定身体障害者更生施設等の指定申請書)」に改め、同条中「第11条から第11条の3まで及び」を削り、「指定居宅支援事業所(指定身体障害者更生施設等)指定申請書」を「指定身体障害者更生施設等指定申請書」に改める。

第9条の見出しを「(指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出等)」に改め、同条第1項中「第11条の4第1項及び」を削り、同条第2項を削る。

第10条中「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項中「、前条」を削り、同条第2項中「、政令第8条第1項」及び「事業所又は」を削り、同条を第11条とする。

様式第6号中「指定居宅支援事業所(指定身体障害者更生施設等)指定申請書」を「指定身体障害者更生施設等指定申請書」に改める。

様式第8号を削り、様式第9号を様式第8号とする。

様式第10号を削る。

(知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 知的障害者福祉法施行細則(昭和37年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定知的障害者更生施設等の指定申請書)」に改め、同条中「第32条から第35条まで及び」を削り、「指定居

宅支援事業所(指定知的障害者更生施設等)指定申請書」を「指定知的障害者更生施設等指定申請書」に改める。

第3条の見出しを「(指定知的障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出)」に改め、同条第1項中「第36条第1項及び」を削り、同条第2項を削る。

第4条中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第5条中「事業所又は」を削る。

様式第1号中「指定居宅支援事業所(指定知的障害者更生施設等)指定申請書」を「指定知的障害者更生施設等指定申請書」に改める。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和43年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削る。

様式第3号及び様式第4号を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「知的障害者地域生活援助事業を行う事業所、」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定に基づく共同生活援助事業を行う事業所

(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「知的障害者地域生活援助事業を行う事業所、」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定に基づく共同生活援助事業を行う事業所

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

障害福祉課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月20日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第6号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第1条の3を第3条とし、第1条の2を第2条とする。

第4条の2及び第4条の3を削る。

第6条中「第6条」を「第6条第1項」に、「里親認定申請書」を「養育(親族・短期・専門)里親認定申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 里親省令第6条第2項に規定する申請書は、職業指導里親認定申請書(様式第5号の2)によるものとする。

第7条の4を削る。

第16条第1項中「第43条第4号若しくは第5号」を「第43条第7号若しくは第8号」に改め、同条第2項中「第43条第4号」を「第43条第7号」に改める。

第22条第2項を削る。

第23条の見出しを「(書類の経由)」に改め、同条第1項中「第2条及び」を削り、同条第2項中「第4条の2、第4条の3及び」及び「事業所若しくは」を削り、同条第4項中「第7条の4」を「第7条の3」に改め、同条第5項を削る。

別表第1を次のように改める。

(別表第1) (第22条関係)

療育に係る徴収月額

被措置者の属する世帯の階層区分			徴収月額		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯			円 0	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯			2,200	
C 1 2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の世帯			4,500	
	当該年度分の市町村民税所得割課税の世帯			5,800	
D 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の世帯	前年分の所得税額 " 4,801円以上 " 9,601 " 16,800 " 24,000 " 32,400 " 42,000 " 42,400 " 92,400 " 120,000 " 156,000 " 156,001 " 198,000 " 198,001 " 287,501 " 397,001 " 929,401 " 1,500,000 " 1,500,001 " 1,650,000 " 1,650,001 " 2,260,000 " 2,260,001 " 3,000,000 " 3,000,001 " 3,960,000 " 3,960,001 "	4,800円以下 9,600 " 16,800 " 24,000 " 32,400 " 42,000 " 42,400 " 92,400 " 120,000 " 156,000 " 156,001 " 198,000 " 198,001 " 287,501 " 397,001 " 929,401 " 1,500,000 " 1,500,001 " 1,650,000 " 1,650,001 " 2,260,000 " 2,260,001 " 3,000,000 " 3,000,001 " 3,960,000 " 3,960,001 "	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額	

1 同一月内に同一世帯の2人以上の児童につき療育の給付を行う場合のその月の徴収月額が最も多額な児童以外の児童に係る徴収月額は、上表に定める額に10分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数がある場合は、Dの19の階層以外の階層にあってはこれを切り上げ、Dの19の階層にあってはこれを切り捨てて得た額)とする。ただし、前年分の所得税額が396万1円以上の世帯にあっては、徴収月額が1万7,120円に満たないこととなるときは1万7,120円とする。

2 徴収月額がその月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額を超えることとなるときは、当該支弁額をもって徴収月額とする。

様式第1号中「(第1条の3関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) 削除

様式第3号の2から様式第3号の4までを削る。

様式第5号中「里親認定申請書」を「養育(親族・短期・専門)里親認定申請書」に、「里親として」を「養育(親族・短期・専門)里親として」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第5号の2)(第6条関係)

職業指導里親認定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

職業指導里親としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録番号						
職業指導 里親及び それと同 居する者	氏 名	生年月日	性別	続柄	職 業	健康状態
職業指導里親にな ることを希望する 理由						
児童に対して行う職業指導の内容						
職場の 環 境	事 業 場 の 名 称					
	事 業 場 の 所 在 地					
	事 業 従 事 年 数					
	当該事業場における職 業内容					

(備考) 養育里親の里親認定に係る申請書の提出後に、同居の家族が増加した場合には当該増加に係る
家族の履歴書を、家屋に変更があった場合には変更後の家屋の平面図を添付すること。

様式第6号の6を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

障害福祉課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月20日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第24号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「教育次長」を 「教育次長
警察本部の部長」に、

「警察本部の部長
運転免許本部長」を「運転免許本部長」に、

「長野中央警察署長 長野南警察署長 上田警察署長
飯田警察署長 松本警察署長」を

「長野中央警察署長 長野南警察署長 上田警察署長
飯田警察署長 松本警察署長
首席参事官」に

改める。

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中 「高森町警察官駐在所
下伊那郡高森町上市田
535の2
飯田市南信濃木沢警察
官駐在所
766
の1」

を「高森町警察官駐在所 下伊那郡高森町上市田535の2」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表のウ中 「職 支給割合」を

職	支給割合
警察本部の部長	25 100

「警察本部の部長
運転免許本部長」を「運転免許本部長」に、

「長野中央警察署長 長野南警察署長 上田警察署長
飯田警察署長 松本警察署長」を

「長野中央警察署長 長野南警察署長 上田警察署長
飯田警察署長 松本警察署長
首席参事官」に、

「「交通機動隊長」を 「機動捜査隊長
交通機動隊長」に、 「理事官
管理官」に、

「を「管理官」に、「指導官」を 「指導官
航空隊長」に、

「機動捜査隊長
組織窃盗対策官」を「組織窃盗対策官」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「飯田市南信濃木沢警察官駐在所
飯田市上村警察官駐在所」を「飯田市南信濃木沢766の1
飯田市上村851の9」に、

「天竜村福島警察官駐在所
飯田市南信濃遠山警察官駐在所」を「天竜村天龍大字神原
1,140
飯田市南信濃和田1,505の4」に、

「飯田市南信濃警察官駐在所 飯田市南信濃和田1,505の4」に改める。

別表第2中「天竜村平岡警察官駐在所」を

「天竜村警察官駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月24日から施行し、第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第2の規定（警察本部の部長に係る部分に限る。）及び第3条の規定による改正後の給料の特別調整額に関する規則別表のウの規定（警察本部の部長及び航空隊長に係る部分に限る。）は、同月15日から適用する。

人事委員会事務局

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月20日

長野県公安委員会委員長 宮下行一
長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「警務課」を「警務課 教養課」に改め、同項第3号中「科学捜査研究所」を「科学捜査研究所 機動捜査隊」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 総務課に、横断的な処理を要する事項の調整に関する事務をつかさどらせるため、企画調整室を付置する。

第5条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。
(教養課)

第5条の2 教養課は、警察教養に関する事務をつかさどる。

第14条第2項を削る。

第16条の4の次に次の1条を加える。

(機動捜査隊)

第16条の5 機動捜査隊は、広域機動捜査、重要事件の初動捜査その他の警察事務をつかさどる。

第24条第1項第1号中「こと」の次に「外事対策室及び」を加え、同条に次の1項を加える。

3 警備第一課に、外国人及びその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報の収集、整理その他これらに係る警備情報に関する事務をつかさどらせるため、外事対策室を付置する。

第30条第15項を同条第17項とし、同条第14項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第13項を同条第15項とし、同条第12項中「第4項第5号」を「第5項第5号」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項から第11項までを2項ずつ繰り下げ、同条第8項中「第6項第5号」を「第8項第5号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 総務・会計課は、第5項各号及び前項各号に掲げる事務をつかさどる。

第30条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、長野県阿南警察署に総務課及び会計課に代えて総務・会計課を置く。

第32条第3項中「参事官、」を「首席参事官、参事官、」に、「参事官は」を「首席参事官及び参事官は」に、「特命に関する事務並びに重要施策の企画及び調整」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める職務」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 首席参事官 特に重要な特命に関する事務並びに特に重要な施策の企画及び調整

(2) 参事官、参事及び副参事 特命に関する事務並びに重要な施策の企画及び調整

別表第1の警務部の項中

「

会計課	予算係	出納係	管財係	調度係
-----	-----	-----	-----	-----

」を

「

教養課	学校教養係	職場教養係	術科教養係	
会計課	予算係	出納係	管財係	調度係

」に改め、同

表の生活安全部の項中「営業係」を「営業係 警備業係」に改め、同表の刑事部の項中「強行第一係 強行第二係」を「強行係」に、

「特殊事件捜査第二係」を「特殊事件捜査第二係 検視係」に、

「

科学捜査研究所

」

を

「

科学捜査研究所					
機動捜査隊	総務係	北信分駐隊	東信分駐隊	南信分駐隊	中信分駐

」

に改め、同表の交通部の項中「指導取締係」を「指導取締係 駐車対策係」に改め、同表の警備部の項中「第四係 第五係」を「第四

係」に改める。

別表第2の2の木島平村南部警察官駐在所の項から野沢温泉村交番の項までを次のように改める。

木島平村警察官駐在所	木島平村大字穂高	木島平村
野沢温泉村警察官駐在所	野沢温泉村大字豊郷	野沢温泉村

別表第2の7の上田市常入交番の項を次のように改める。

上田市国分区	上田市国分一丁目	上田市 踏入一丁目及び二丁目 常田一丁目から三丁目まで 常入一丁目 国分一丁目 常入 国分
--------	----------	--

別表第2の19の飯田市中央交番の項を削り、同19の飯田市飯田駅前交番の項中「知久町4丁目 本町4丁目 松尾町4丁目 中央通り4丁目 通り町4丁目」を「知久町1丁目から4丁目まで 本町1丁目から4丁目まで 松尾町1丁目から4丁目まで 中央通り1丁目から4丁目まで 通り町1丁目から4丁目まで」に、「羽場上河原」を「羽場上河原 追手町1丁目及び2丁目 水の手町 愛宕町 主税町 銀座1丁目から5丁目まで 南常盤町 常盤町 扇町 長姫町 大久保町 箕瀬町1丁目から3丁目まで 馬場町1丁目から3丁目まで 東栄町 東中央通 東中央通5丁目 仲ノ町 仲ノ町1丁目 二本松 江戸浜町 浜井町 江戸町1丁目から4丁目まで 小伝馬町1丁目及び2丁目 大王路1丁目及び2丁目 大門町 桜町1丁目及び2丁目 東新町1丁目及び2丁目 伝馬町1丁目及び2丁目」に改め、同表の20の天竜村福島警察官駐在所の項から飯田市南信濃木沢警察官駐在所の項までを次のように改める。

天竜村警察官駐在所	天竜村大字平岡	天竜村
飯田市南信濃警察官駐在所	飯田市南信濃和田	飯田市 南信濃和田 南信濃八重河内 南信濃南和田 南信濃木沢

別表第4の警務部の項を次のように改める。

警務部	首席監察官	警	視	警察職員の服務及び所管行政の監察に関する事務の統括掌理並びに部下職員の指揮監督
	上席監察官	警	視	警察職員の服務及び所管行政の監察に関する事務の掌理並びに部下職員の指揮監督
	監察官	警	視	警察職員の服務及び所管行政の監察

別表第4の交通部の項中「

吏員

」を「

警視又は吏員

」に

改め、同表の課等の項中

理事官	警	視	部内の企画及び調整に関する事務の統括
管理官	警	視	課等の運営管理に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督

を

管理官	警 視	課等の運営管理に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督
-----	-----	-------------------------------

に、

係 長	警部補又は吏員	課務又は隊務の分掌及び部下職員の指揮監督
-----	---------	----------------------

を

統括係長	警 部 補	課務又は隊務の分掌及び部下職員の指揮監督
統括班長		
係 長	警部補又は吏員	

に改め、同表の公安委員会補佐室の項の次に次のように加える。

企画調整室	室 長	警 視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------	-----	-----	------------------

別表第4の教養推進室の項を次のように改める。

教養課	首席術科指導員	警部又は吏員	術科の指導及び部下職員の指揮監督
	主任術科指導員	警部補又は吏員	
	術科指導員	巡査部長又は吏員	術科の指導

別表第4の航空隊の項中 「警部」 を 「警部又は吏員」 に

改め、同表の機動捜査隊の項を削り、同表の免許センターの項中

「吏員」 を 「警部又は吏員」 に改め、同表の警備犯罪捜査室の項の次に次のように加える。

外事対策室	室 長	警 視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------	-----	-----	------------------

別表第4の警察署の項中

係 長	警部補又は吏員	課務又は隊務の分掌及び部下職員の指揮監督
-----	---------	----------------------

を

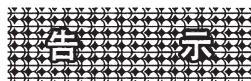
統括係長	警 部 補	課務又は隊務の分掌及び部下職員の指揮監督
統括班長		
	係 長	警部補又は吏員

に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月24日から施行する。

警務課



長野県告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事 業 所 の 名 称	所 在 地	指 定 し た 年 月 日
ヘルパーステーションららの風	大町市大字大町2532番地10	平成18年2月1日

(2) 福祉用具貸与

事 業 所 の 名 称	所 在 地	指 定 し た 年 月 日
元気ライフ有限会社	松本市大字島内4186番地7	平成18年2月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事 業 所 の 名 称	所 在 地	指 定 し た 年 月 日
夕やけ居宅介護支援事業所 居宅介護支援飯田サポート	松本市開智一丁目6番17号 飯田市高羽町一丁目4番地12	平成18年2月1日 〃 "

高齢福祉課